

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年4月26日（平成30年（行情）諮問第208号ないし同第214号）

答申日：平成31年2月19日（平成30年度（行情）答申第416号ないし同第422号）

事件名：名古屋矯正管区における特定期間の作業専門官に対する処分内容が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
広島矯正管区における特定期間の作業専門官に対する処分内容が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
高松矯正管区における特定期間の作業専門官に対する処分内容が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
福岡矯正管区における特定期間の作業専門官に対する処分内容が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
札幌矯正管区における特定期間の作業専門官に対する処分内容が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
仙台矯正管区における特定期間の作業専門官に対する処分内容が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
東京矯正管区における特定期間の作業専門官に対する処分内容が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の「対象行政文書」欄に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、別表の「原処分の年月日等」欄に掲げる日付及び文書番号により別表の「処分庁」欄に掲げる各矯正管区長（以下、併せて「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）につき、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、本件各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書（諮問第208号ないし同第214号）

ア プレスリリースにつき回答を拒む理由はないこと

(ア) 開示を求めているのは、添付1のような「公表資料」としてマスコミに配布されているものである。そもそも公表を予定して作成された資料でありながら、存否すら答えられないということはない。

(イ) 実際、上記に基づき、各社が報道している（添付2）のである。

イ 事案は存在すること

(ア) たとえば、特定刑事施設は特定年月日に懲戒処分にしたことをプレスリリースしている（添付3）。

(イ) ほかに類似事案があると思料される。

ウ 部分開示とすれば足りること

(ア) そもそも開示を求める対象がプレスリリースであり、「作業専門官A」等と匿名処理がされていると思われる（添付1参照）。

(イ) 人事院が処分件数も公表している（添付5）。処分件数も公表されている事案について、プレスリリースが存在するか否かの応答すら拒む理由は何もない。

(ウ) 仮に、全部開示により弊害が生じるのであれば、マスキング等により部分開示をすれば足りるのであって、「公表資料」につき存否自体を不応答とする理由はない。

エ 大阪矯正管区は存否を応答していること

(ア) 大阪矯正管区はプレスリリース自体の存否を応答している（添付4）。

(イ) 処分庁の主張するように存否自体を答えることで弊害が生じるのであれば、大阪矯正管区が応答するはずもない。

(2) 意見書（諮問第208号ないし同第214号）

ア 相手方の指摘をもってしても存否不応答の理由にはならないこと

(ア) 相手方の指摘する平成21年度（行情）答申553号では、下記のとおり指摘されている。

「法では、行政機関の諸活動を国民に説明する責務を全うするために、保有情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、なお個人情報については、法5条1号及び6条により、個人の権利利益を侵害する程度等との均衡を図りつつ、開示することが求められている。そうすると、上述した報道発表の目的と対比するとき、過去の一時点において事案の概要が報道発表された場合、当該概要のうち、被処分者が誰であるかの部分を除いた部分、すなわち非違行為の客観的態様の部分については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、開示請求時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。しかしながら、被処分者が

誰であるかという情報部分については、報道発表の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名等や報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められる。また、非違行為事案を起こした職員個人の識別・特定に関する情報及びその者の処分の内容に係る情報は、当該個人についての処分歴として秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと認められる。それゆえ、報道発表後、相応の時間が経過したような場合においては、報道発表された情報のうち、被処分者が誰かに関する情報及び処分歴に係る情報は、もはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しないと解するのが相当である。」

(イ) 請求人が主張しているのは、添付1のような「公表資料」としてマスコミに配布されているものである。そもそも公表を予定して作成された資料でありながら、存否すら答えられないということはないということにある。

相手方が指摘する答申は、「存否不応答」ではなく、氏名の開示を求めた場合である。

他方、請求人は氏名は添付1のような仮名で構わないから、上記で指摘されている「非違行為の客観的態様の部分については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、開示請求時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の開示を求めているのである。

(ウ) したがって、相手方の指摘をもってしても、なお、存否不応答の理由にはならない。

イ 最高裁の判決から考えても、存否不応答の理由にはならないこと

(ア) 最判平成29年1月31日決定では、「検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に

は、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」と判示をしている。

(イ) そもそもマスコミ向けのプレスリリースなのであるから、上記の内、プライバシーに関わる部分については仮名処理をされていると考えられる(添付1でも「A」とされている)。

請求人の主張は、プライバシー部分は匿名処理で構わないから、どのような事案があったかの開示を求めるものである。

これに対し、存否すら不応答というのでは、上記最高裁決定の趣旨にも反する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により、本件対象文書を請求したことに対し、処分庁が、本件対象文書について、法8条の規定による「存否応答拒否」(当該文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき個人を識別できる情報が開示されるのと同様の結果が生ずるもの)に該当するとして、各不開示決定(原処分)を行ったものであり、審査請求人は、部分開示とすれば足りるため、存否自体を不応答とする理由はないとし、不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の法8条該当性について検討する。

2 本件対象文書の法8条該当性について

(1) 法5条1号に規定する個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものと定められている。

(2) 本件各開示請求は、特定期間において特定管内で勤務する作業専門官に対する懲戒処分の内容が記載された文書を請求しているところ、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、法5条1号本文前段に該当し、また、当該作業専門官が懲戒処分を受けていることを承知していない職場の同僚や知人等の一定範囲の者において、当該情報は、懲戒処分を受けた当該作業専門官が誰であるか知る手掛かりとなる情報であって、これらを公にすることにより、それらの一定範囲の者に懲戒処分を受けたか否かの極めて機微な情報が知られることとなり、個人の権利利益を害するおそれのあるものと認められ、法5条1号本文後段に該当し、本件対象文書の存否を答えることは、同号本文に規定する不開示とすべき情報(以下

「当該存否情報」という。)が開示されるのと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(3) 審査請求人は、本件各審査請求書の第3請求の理由4(上記第2の2(1)エを指す。)において「大阪矯正管区はプレスリリース自体の存否を応答している(添付4)。」、「処分庁の主張するように存否自体を答えることで弊害が生じるのであれば、大阪矯正管区が応答するはずもない。」と記載しているところ、その趣旨は、大阪矯正管区長が行った開示決定(平成30年1月30日付大管発第261号)において、存否応答拒否の判断がなされていないことを指していると解するところ、一般に、処分説明書に関する文書については、非違行為事案を起こした職員個人の識別・特定に関する情報及びその者の処分内容に係る情報は、当該個人についての処分歴として秘匿性の高い情報であることから、たとえそれがいったん公表されたものであったとしても、その後の時の経過によって、その権利利益を守る必要性が増していくと認められる。それゆえ、公表から開示請求の受付日まで1年以上経過したような場合においては、被処分者が誰かに関する情報及び処分歴に係る情報は、もはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しないと解するのが相当である(平成22年3月8日平成21年度(行情)答申第553号)とされており、当該文書については、公表から開示請求の受付日まで1年以上経過しているものではないため、開示決定が行われたものである。

(4) 当該存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、法5条1号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、当該存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書ロに該当しないものと認められ、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しない。

したがって、法8条の規定により本件各開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 以上のとおり、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定する、不開示とすべき特定の個人を識別することができる情報、又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、本件各開示請求を拒否した原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月26日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第208号ないし同第214号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年6月5日 審査請求人から意見書及び資料を收受（同上）
- ④ 同年10月15日 審議（平成30年（行情）諮問第208号）
- ⑤ 同年12月21日 審議（同上）
- ⑥ 平成31年2月15日 平成30年（行情）諮問第208号ないし同第214号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することと同様の結果となるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

- (1) 本件対象文書は、要するに、別表の「矯正管区」欄に掲げる各矯正管区内の刑事施設又は矯正施設（以下「刑事施設等」という。）に勤務する作業専門官の非違行為に対する懲戒処分の内容が記載された文書（ただし、特定年から本件開示請求時点に至るまでのものであって、マスコミ等にプレスリリースされたもの）であると解されるから、本件対象文書の存否を答えることは、当該各矯正管区内の刑事施設等にそのような懲戒処分を受けた作業専門官が存在するという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、本件存否情報が、刑事施設等に勤務する職員に関する極めて機微な情報であり、しかも、それが、被処分者を、作業専門官という刑事施設等における配置人員が限られている特定の職種に限定した情報であることからすると、当該情報は、仮に懲戒処分を受けた作業専門官がいた場合、そのことを知らない職場の同僚や知人等の一定範囲の者にとって、懲戒処分を受けた作業専門官を特定する手掛かりとなるものと認められる。したがって、当該情報は、これを公にすることにより、それらの一定範囲の者に、当該作業専門官の懲戒処分に関わる極めて機微な情報が知られることとなる旨の諮問庁の説明は首肯できるから、法5条

1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

(2) 本件存否情報の法5条1号ただし書該当性について

ア 審査請求人は、開示を求めているのはマスコミ等にプレスリリースしたものであるから、「作業専門官A」などと匿名処理されていると思われ、仮に全部開示により弊害が生じるのであれば、マスキング等により部分開示をすれば足りるのであって、それが存在するか否かの応答すら拒む理由はない旨主張する。

イ この点、法5条1号ただし書イにいう「公にされている情報」とは、開示請求時点において公表状態に置かれていると評価される情報を意味するものと解されるところ、公務員による非違行為事案の概要が、本件のように被処分者の氏名それ自体及び所属部課、官職、処分発令日、処分の種類・程度、処分の理由など当該職員が誰かを知る手掛かりとなる情報とともに過去のある時点で報道発表され、公衆が広く知り得る状態に置かれると、それにより、当然に特定の個人が識別され、その個人情報公にされることとなる。それにもかかわらず報道発表がされるのは、同種非違行為事案の再発防止その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって公務員に対する国民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えられる。

これに対し、法では、行政機関の諸活動を国民に説明する責務を全うするために、保有情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、なお個人情報については、法5条1号等により、個人の権利利益を侵害する程度等との均衡を図りつつ、開示することが求められている。

以上を踏まえて検討すると、過去の一時点において懲戒処分に係る事案の概要が報道発表された場合において、当該概要のうち、被処分者が誰であるかという情報部分については、報道発表の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名等や報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていくと認められる。また、非違行為事案を起こした職員個人の識別・特定に関する情報及びその者の処分の内容に係る情報は、当該個人についての処分歴として秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと認められる。それゆえ、報道発表後、相応の時間が経過したような場合においては、報道発表された情報のうち、上記の被処分者の識別・特定などに関する情報は、もはや現に「公にされている情報」に該当しないと解するのが

相当である。

ウ これを本件についてみると、本件各開示請求は、上記（１）のおおりの作業専門官の非違行為に対する懲戒処分に係る情報が記載された文書の開示を求めるものであるところ、報道機関に対する公表がなされており、かつ、公表から１年を経過していないものが存在する場合には、当該文書に記載された上記の情報については、慣行として公にされているものと認めることができるから、公表された情報を基準として開示することが考えられるが、それ以前のものに関する情報は、法５条１号ただし書イに該当しないと考えられる。

そこで、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記の懲戒処分に係る情報が記載された文書に関し、報道機関に対する公表がなされており、かつ、公表から１年を経過していないものはないとのことであり、これを覆すに足りる事情はない。したがって、上記の文書に記載された情報については、もはや現に公にされている情報に該当するとはいえない。また、当該情報につき、公にすることが予定されていることをうかがわせる事情もない。

以上からすると、結局、本件存否情報は法５条１号ただし書イに該当せず、したがって、上記アの審査請求人の主張は、採用できない。

エ そして、本件存否情報について、法５条１号ただし書ロに該当すると認めるべき事情はなく、また、同号ただし書ハ該当性につき検討してみても、懲戒処分の被処分者が公務員であり、当該事案の中に被処分者の職務に関する部分を含むとしても、懲戒処分を受けることは、当該被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハに該当するとも認められない。

（３）以上によれば、本件対象文書の存否を答えるだけで、法５条１号の不開示情報を開示することとなるため、法８条の規定により、本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで本件各開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法５条１号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別表

諮問番号	処分庁	原処分の年月日等	矯正管区	対象行政文書
平成30年 (行情)諮問第208号	名古屋 矯正管 区長	平成30年 1月12日 付け名管総 発第5号	名古屋 矯正管 区	特定年から現在に至るまで、 作業専門官に対する処分内容 が記載された文書(当該職員 の処分について、マスコミ等 にプレスリリースしたもの、 当該職員の供述を記載したも の、当該職員に対する処分理 由を示したものなどを含む。)
平成30年 (行情)諮問第209号	広島矯 正管区 長	平成30年 1月10日 付け広管総 発第5号	広島矯 正管区	特定年から現在に至るまで、 作業専門官に対する処分内容 が記載された文書(当該職員 の処分について、マスコミ等 にプレスリリースしたもの、 当該職員の供述を記載したも の、当該職員に対する処分理 由を示したものなどを含む。)
平成30年 (行情)諮問第210号	高松矯 正管区 長	平成30年 1月11日 付け高管発 第13号	高松矯 正管区	特定年から現在に至るまで、 作業専門官に対する処分内容 が記載された文書(当該職員 の処分について、マスコミ等 にプレスリリースしたもの、 当該職員の供述を記載したも の、当該職員に対する処分理 由を示したものなどを含む。)
平成30年 (行情)諮問第211号	福岡矯 正管区 長	平成30年 1月23日 付け福管総 発第14号	福岡矯 正管区	特定年から現在に至るまで、 作業専門官に対する処分内容 が記載された文書(当該職員 の処分について、マスコミ等 にプレスリリースしたもの、 当該職員の供述を記載したも

				の、当該職員に対する処分理由を示したものなどを含む。)
平成30年 (行情) 諮 問第212 号	札幌矯 正管区 長	平成30年 1月12日 付け札管発 第36号	札幌矯 正管区	管内矯正施設全てにおける、 特定年から現在に至るまで、 札幌管内刑事施設の作業専門 官に対する懲戒処分の内容が 記載された文書(当該職員の 処分について、マスコミ等に プレスリリースしたもの、当 該職員の供述調書を記載した もの、当該職員に対する処分 理由を示したものなどであ り、特定日プレスリリースの 特定刑事施設の作業専門官に 対するものを含む。)
平成30年 (行情) 諮 問第213 号	仙台矯 正管区 長	平成30年 1月10日 付け仙管発 第17号	仙台矯 正管区	特定年から現在に至るまで、 作業専門官に対する処分内容 が記載された文書(当該職員 の処分について、マスコミ等 にプレスリリースしたもの、 当該職員の供述を記載したも の、当該職員に対する処分理 由を示したものなどを含む。)
平成30年 (行情) 諮 問第214 号	東京矯 正管区 長	平成30年 1月10日 付け東管発 第1号	東京矯 正管区	刑事施設の作業専門官に対す る懲戒処分に関する「処分説 明書」、「公表資料(プレス リリース)」及び「当該被処 分者の供述内容の記録」(特 定年月日Aから本件請求日 (特定年月日B)現在までに 当該処分がなされたもの) (東京矯正管区及び東京管内 の矯正施設)